

個人情報保護に対する取り組み

トピー健康保険組合

健康保険組合は、被保険者や被扶養者（以下、「加入者」という。）の病気やけがの保険給付を行うだけでなく、お産や死亡したときの費用の補助や、病気やけが、出産のため一時的に収入がなくなった場合の補助を行っています。さらに、加入者の健康の保持増進のために健康教育、健康相談、健康診査など必要な事業も行っております。加入者の個人情報は、当組合が以上のような事業を行い、加入者に対しサービスを提供していくために必要なものです。その情報を完全に保管し、取り扱うことを最大の課題と認識し、事業活動にかかわる職員、及び関係者に徹底するとともに、当組合では、次に掲げた事項を常に念頭に置き、加入者の個人情報保護に万全を尽くしていくことに努めます。

個人情報保護法のポイント

利用目的の特定・目的外の利用制限

個人情報を取り扱うときは利用目的をできる限り特定します。あらかじめ本人の同意がなければ、それ以外の目的で利用することはありません。

1. 利用目的の通知・公表

個人情報を取得するときは、本人への通知またはパンフレットやホームページなどで公表することにより、利用目的をお知らせします。

2. 個人情報の適正な取得・個人データ内容の正確性の確保

不正な手段で個人情報を取得することはありません。また、取得した個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内で、できるだけ正確性を保つようになっています。

3. 安全管理措置及び職員・委託先の監督

個人情報保護に関する規程を整備、公表するとともに、安全管理に努めています。また、個人情報を扱う職員及び業務委託先を適切に監督しています。

4. 個人データの第三者への提供の制限

原則として、本人の同意を得ることなく、個人データを第三者へ提供することはありません。

5. 個人データの開示、訂正、利用停止

本人から個人データの開示が求められたときや、訂正・利用停止等の求めが適正に行われたときは、原則としてそれに応じます。また、苦情にも適切かつ迅速に対応します。

トピー健康保険組合個人情報保護ポリシー

トピー健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観

点から、以下の取り組みを推進します。

- 1 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- 2 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。
- 3 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 法令の定めに基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 4 当健康保険組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
- 5 当健康保険組合の業務委託する場合には、より個人情報の保護に配慮したものに見直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。
- 6 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健康保険組合担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。
- 7 当健康保険組合は、加入者の個人情報の取扱いに係る法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

トピー健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

トピー健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

また、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っておりますので、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当します。個人情報の利用にあたっては厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- ・ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- ・ 「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、「健康保険被保険者証」の発行を行います。
- ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、廃棄処分いたします。
- ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照

会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者が資格喪失者かについて回答します。

- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」「賞与支払届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- ・ 健診受診申し込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関に渡し、健診結果等の送付に利用します。
- ・ 保養所利用者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別、住所データを当組合保有保養所に渡し、施設利用申し込み利用します。
- ・ 「柔道整復師の利用状況の調査」を実施するため調査対象者の氏名、氏名、住所データを調査委託会社にデータ提供します。
- ・ 【委託先業者名】 株式会社大正オーディット

2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 申請内容をチェックし、業務処理コンピューターにデータを入力し、適正な給付決定処理を行います。
- ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
- ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- ・ 傷病手当金及び療養費の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては本人の同意の下に主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
- ・ 柔道整復療養費等の療養費の支給申請に関する審査、柔道整復師の利用状況の調査及び支払業務については外部委託します。

【委託先業者名】 株式会社大正オーディット

3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは健康保険業務システム業者にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。

【委託業者名】 公益財団法人日本生産性本部

- ・レセプトデータをチェックし、チェックの一部を外部業者に委託し、請求内容に疑義があるものについては、社会保険診療報酬支払基金及び柔道整復師会等に対し、再審査依頼をします。

【委託先業者名】 株式会社大正オーディット

- ・再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
- ・同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
- ・レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
- ・レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付の支給決定を行います。
- ・レセプトデータを参考にし、傷病手当金、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- ・レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者に委託し、加入者の医療費通知を委託して作成します。

【委託先業者名】 公益財団法人日本生産性本部

- ・開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- ・交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- ・健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。
- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供及びレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供をする場合があります。

4 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
- ・役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連

絡などに用います。

5 その他保健事業の実施について

下記の保健事業においては、外部委託業者を使用し、被保険者・被扶養者への連絡・資料等配布・管理のために個人情報を使用します。

・特定保健指導等

【委託先業者名】 SOMPO ヘルスサポート株式会社

株式会社ベネフィット・ワン

株式会社 Mocosuku

株式会社あまの創健

社会医療法人 明陽会 成田記念病院

株式会社 H.U. ウェルネス

株式会社赤ちゃんとママ社

白石薬品株式会社

・当健康保険組合保有の保養所管理

【委託先業者名】 株式会社ビスタリゾート

・医療費分析等

【委託先業者名】 株式会社ミナケア

株式会社 JMDC

・健保連主催ウォーキング

【主催者】 城南地区方面会担当健保

6 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号等含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記 1、2 における組合員からの届出については、添付書類として個人番号が付された住民票等の提出がある可能性があります。この場合特定個人情報となり、1、2 で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、マイナンバー付き住民票は受理しない等の措置を講じます。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

(1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、

当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2) 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者「安田倉庫株式会社」に委託し、溶解処理を行います。また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

個人情報の共同利用について

個人情報の第三者への提供については、原則、本人の同意を必要としていますが、法第23条第4項では、(1)事業者が利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合(2)合併等に伴う場合(3)特定の者との間での共同利用する場合で、その旨をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態においている場合- は第三者提供にあたらぬこととされています。

同法に基づき、当健康保険組合では、下記事業を共同で実施するにあたり、「共同利用目的」「共同利用する個人データの項目」「共同利用する者の範囲」「個人データ管理責任者」-等を明示し、公表します。

【健康保険組合連合会(以下、「健保連」という)との共同利用】

1. 共同利用目的

当健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、健康保険組合で高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。)のコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療支援グループに提出します。この交付を受けることによって、当健康保険組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

健保連においては、全健康保険組合からの申請を受理するため、当該健康保険組合からの申請に間違いがないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、高額医療費の分析をし個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

2. 共同利用する個人データ項目

前項の「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、請求金額が1千万円以上のレセプトについては、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲

- ・当健康保険組合 : 担当職員
 - ・健保連 : 高額医療支援グループ
 - ・業務委託先 : 公益財団法人日本生産性本部
4. 個人データ管理責任者
- ・当健康保険組合 : 常務理事
 - ・健保連 : 高額医療支援グループマネージャー

【事業所との共同利用】

1. 共同利用目的

当健康保険組合と事業主で以下の事業(業務)を実施するため、下記2に記載する個人データ項目を事業主との間で共同利用します。

(データヘルス関係)

- 生活習慣病リスク保有者の把握
- 生活習慣病リスク保有者等に対する受診勧奨・情報提供の実施
(特定健診・特定保健指導関係)
- 個別事業所が実施する健康診断項目中、特定健診データの共有
- 特定健診階層化結果データの共有
(被扶養者(家族)に対する「健診案内」の送付)

2. 共同利用する個人データ項目

被保険者証の記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、自宅住所、事業所名、事業所住所、所属名、事業主健診結果(40歳未満)、特定健診結果(40歳以上)、問診結果、健診受診日、健診機関名、医師の所見、医師名、特定健診階層化結果(特定保健指導対象者)、メタボリックシンドローム判定結果など、健康の保持・増進や疾病予防を目的とする保健事業等の実施に必要なもの。

3. 共同利用する者の範囲

- ・当健康保険組合 : 常務理事
- ・事業主 : 事業者が指定する者

4. 個人データ管理責任者

- ・当健康保険組合 : 常務理事
- ・事業主 : 事業者が指定する者

5. データ提供の停止

「高齢者の医療の確保に関する法律」に定める特定健康診査・特定保健指導結果を除く個人データの利用については、本人の求めにより停止することが出来る。

6. 各事業主とは個人情報共同利用に関する覚書を締結済である。

匿名加工情報の作成および第三者提供について

当組合では、保健事業や疫学調査等のために、特定の個人を識別すること及び作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した匿名加工情報を継続的に作成し、電子的な通信手段を用いて分析業者に提供いたします。作成及び提供する匿名加工情報に含まれる情報の項目は、下記のとおりです。なお、個人を特定する情報は含まれておりません。

【匿名加工情報に含まれる情報の項目】

- ・性別
- ・生年月
- ・医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等）
- ・診療報酬明細書の情報
- ・健診の情報

黙示による包括的合意について

個人情報保護法では、個人情報取扱い事業者（健康保険組合含）は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報（個人データ）を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報（個人データ）の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、被保険者にとって負担増を回避する、また事業者側の事務効率を維持する手続きについて、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示による包括的な同意」が得られたものとして取扱ってよいこととされています（厚生労働省の「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知）。

従いまして、当健康保険組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものとして、黙示による包括的同意とさせていただきますので、ご理解の程お願いいたします。なお、ご質問等がある場合はトピー健康保険組合までお問い合わせください。

記

- ・高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- ・付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- ・出産育児一時金など現金による給付を事業主経由で支給すること。
- ・保健事業各種補助金および健康増進事業補助金の給付を事業主経由で支給すること。
- ・医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知。給付金支給額も併載）を世帯単位でまとめて行うこと。

- ・特定健診・保健指導のデータを法律の定めに従い、本人の申請に基づかずに当健保組合で管理すること。
- ・「データヘルス計画」で、加入者の診療報酬明細書（レセプト）データ、および各種健康診断データを当健保組合で管理し、計画関連事業に用いること。
- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）利用促進通知事業で、加入者のレセプトデータを当健保組合で管理し、用いること。

ただし、任意継続被保険者については事業主経由で対応できない内容に関しては本人の申請に基づき、指定の口座に振り込みます。